

学長選考に関する関係規則（抜粋）

○国立大学法人富山大学役員規則

（学長）

第2条 学長は、富山大学の校務をつかさどり職員を統督するとともに、本法人を代表し、本法人の最高責任者として、その業務を総理する。

2 学長候補者は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、富山大学における教育研究活動を適切かつ効果的に運営することができる能力を有する者のうちから、国立大学法人富山大学学長選考・監察会議（以下「学長選考・監察会議」という。）が選考し、文部科学大臣に申し出るものとする。

3 学長の任命は、前項の申出に基づいて、文部科学大臣が行う。

4 学長の任期は4年とし、再任を妨げない。ただし、引き続き8年を超えることはできない。

5 学長の選考手続きに関しては、別に定める。

○国立大学法人富山大学学長選考規則

（選考等）

第2条 学長候補者の選考に係る事項は、国立大学法人富山大学学長選考・監察会議（以下「学長選考・監察会議」という。）が行う。

（選考の時期）

第3条 学長選考・監察会議は、次の各号のいずれかに該当する場合に、学長候補者を選考する。

（1）学長の任期が満了するとき。

（2）学長が辞任を申し出たとき。

（3）学長が欠員となったとき。

（4）学長が解任されたとき。

2 学長候補者の選考は、前項第1号に該当するときは、原則として任期満了の3月以前に、同項第2号から第4号までに該当するときは、その事由が生じたときに速やかに行うものとする。

（選考の基準）

第4条 学長選考・監察会議は、学長候補者の選考に当たって、学長に求められる資質及び能力並びに学長選考の手續及び方法などの「選考の基準」を定める。

（学長候補適任者の推薦）

第5条 学長選考・監察会議は、学長候補者の選考を行うに当たり、次の各号による学長候補者として適任である者（以下「学長候補適任者」という。）の推薦を求める。

（1）国立大学法人富山大学経営協議会規則第2条第4号の委員からの推薦

（2）学長、理事、専任の教授及び准教授で20人以上25人以内の連署による推薦

2 前項第1号による推薦は、当該委員複数人で1人の学長候補適任者に限り推薦できるものとする。

3 第1項第2号による推薦は、1人の学長候補適任者に限り推薦できるものとする。

4 第1項による推薦は、被推薦者が学長候補適任者として推薦されることの同意を要する。

5 第1項による推薦は、次に掲げる書類により行う。

（1）推薦書（別紙様式1又は別紙様式2）

- (2) 被推薦者の履歴書（別紙様式3）
- (3) 被推薦者の同意書（別紙様式4）
- (4) 被推薦者の所信（別紙様式5）
- (5) その他学長選考・監察会議が必要と認めた書類
（学長候補適任者の決定）

第6条 学長選考・監察会議は、前条の規定により推薦された者について学長候補適任者であるか否かの確認を行い、審議の上、学長候補適任者を決定する。

2 学長選考・監察会議は、前項の学長候補適任者の決定の際に当たり、推薦された者に対し必要に応じて面接等を実施することができる。

3 学長候補適任者が辞退する場合は、学長選考・監察会議議長あてに辞退届（別紙様式6）を提出するものとする。

（公開討論会等）

第7条 学長選考・監察会議は、学長候補適任者を対象として公開討論会等を行うものとする。

（意向調査）

第8条 学長選考・監察会議は、学長候補者の選考の参考とするために、学長候補適任者を対象とした本学の役員及び職員の意向調査（以下「意向調査」という。）を実施することができる。

2 前項において、意向調査を実施することとした場合の必要な事項は、学長選考・監察会議が決定する。

（学長候補者の決定）

第9条 学長選考・監察会議は、学長候補適任者の面接を実施し、次に掲げる事項を参考に、第4条に定める選考の基準に基づき、学長としてのリーダーシップ、資質及び能力を判定し、学長候補者を選考する。

(1) 推薦時に提出された書類（履歴、所信等）

(2) 公開討論会等

(3) その他学長選考・監察会議が必要とする事項

2 学長選考・監察会議は、前項で選考した学長候補者が学長となる意思があることを確認し、学長候補者として決定する。

（公表）

第10条 学長選考・監察会議は、次に掲げる事項を学内に周知するとともに、本学ウェブサイトに掲載する。

(1) 第4条により定める選考の基準

(2) 第6条第1項により学長候補適任者として決定した結果

(3) 第9条により学長候補者として決定した結果、選考した理由及び選考の過程

(4) その他学長選考・監察会議が必要とする事項